



島根県報

平成25年11月19日（火）

第2,548号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--|-----------|---|
| 平成25年度第4次自衛官募集 | (防災危機管理課) | 2 |
| 生活保護法の規定による医療機関の指定 | (地域福祉課) | 2 |
| 生活保護法の規定による介護機関の指定 | (") | 2 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 | (") | 3 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 | (") | 4 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出 | (") | 4 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出 | (") | 4 |
| 平成25年度島根県准看護師試験の実施 | (医療政策課) | 5 |
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 | (高齢者福祉課) | 7 |
| 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 | (障がい福祉課) | 7 |
| 指定漁船調書の縦覧 | (水産課) | 8 |
| 地籍調査の成果の認証 | (用地対策課) | 8 |

【公 告】

| | | |
|---------------|---------|---|
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 9 |
|---------------|---------|---|

告 示**島根県告示第760号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成25年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成25年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 募集種目
自衛官候補生 男子（陸上・海上・航空自衛隊）
- 2 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者
- 3 募集期間
平成25年11月18日（月）から同年12月6日（金）まで
- 4 試験期日
平成25年12月7日（土）
- 5 試験会場
陸上自衛隊出雲駐屯地
出雲市松寄下町1142-1 （電話0853（21）1045）
- 6 試験科目
(1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）
(2) 口述試験・適性検査・身体検査
- 7 採用予定日
採用予定通知書により通知する
- 8 問合せ先
自衛隊島根地方協力本部
松江市向島町134-10 （電話0852（21）0015）

島根県告示第761号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------------|----------------|------------|
| 訪問看護ステーションすずかけの樹 | 松江市上乃木十丁目2番14号 | 平成25年9月1日 |
| かわたに薬局 | 松江市北田町133-8 | 平成25年11月1日 |
| ただけファミリークリニック | 出雲市神西沖町1455-1 | 平成25年11月7日 |

島根県告示第762号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとお

り指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者 | | 実施する事業 | 事業所 | | 指定年月日 |
|------------------|-----------------|-----------------|----------------------|-----------------|-------------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | 名称 | 所在地 | |
| 株式会社Home Terrace | 松江市天神町59番地5 | 通所介護 | デイサービス彩りテラス～東朝日町～ | 松江市東朝日町278番地10 | 平成25年8月1日 |
| 株式会社Home Terrace | 松江市天神町59番地5 | 介護予防通所介護 | デイサービス彩りテラス～東朝日町～ | 松江市東朝日町278番地10 | 平成25年8月1日 |
| 社会福祉法人ことぶき福祉会 | 出雲市塩冶有原町一丁目50番地 | 通所介護 | 笑庵ことぶき通所介護事業所 | 出雲市古志町344 | 平成25年10月15日 |
| 株式会社Home Terrace | 松江市天神町59番地5 | 居宅介護支援 | 介護支援センター彩りテラス | 松江市東朝日町278番地10 | 平成25年10月15日 |
| 社会福祉法人よしだ福祉会 | 雲南市吉田町深野84番地6 | 小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能型居宅介護事業所「とちのみ」 | 雲南市吉田町吉田1043番地8 | 平成25年10月10日 |
| 社会福祉法人よしだ福祉会 | 雲南市吉田町深野84番地6 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能型居宅介護事業所「とちのみ」 | 雲南市吉田町吉田1043番地8 | 平成25年10月10日 |
| 有限会社松江ファミリー農園 | 松江市竹矢町1116 | 通所介護 | 介護予防デイサービスらぶらぶ | 松江市竹矢町1801番地4 | 平成25年11月1日 |
| 有限会社松江ファミリー農園 | 松江市竹矢町1116 | 介護予防通所介護 | 介護予防デイサービスらぶらぶ | 松江市竹矢町1801番地4 | 平成25年11月1日 |
| 株式会社かすみコーポレーション | 松江市玉湯町湯町334番地39 | 福祉用具貸与 | フィットアップ | 松江市玉湯町湯町334番地39 | 平成25年10月10日 |
| 株式会社かすみコーポレーション | 松江市玉湯町湯町334番地39 | 介護予防福祉用具貸与 | フィットアップ | 松江市玉湯町湯町334番地39 | 平成25年10月10日 |
| 株式会社かすみコーポレーション | 松江市玉湯町湯町334番地39 | 特定福祉用具販売 | フィットアップ | 松江市玉湯町湯町334番地39 | 平成25年10月10日 |
| 株式会社かすみコーポレーション | 松江市玉湯町湯町334番地39 | 特定介護予防福祉用具販売 | フィットアップ | 松江市玉湯町湯町334番地39 | 平成25年10月10日 |
| 合同会社燦光 | 出雲市大社町北荒木109番地3 | 居宅介護支援 | うさぎケアプラン | 出雲市小山町385-5 | 平成25年10月1日 |

島根県告示第763号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医療機関の名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---------|--------------|------------|
| 武田医院 | 出雲市東神西町950-3 | 平成25年11月7日 |

武田クリニック

出雲市湖陵町差海159-1

平成25年11月7日

島根県告示第764号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業 者 | | 廃止する事業 | 事業 所 | | 廃止年月日 |
|--------------|--------------|------------|-----------------------|--------------------------|------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社会福祉法人ひらた福祉会 | 出雲市東郷町175番地4 | 訪問入浴介護 | 社会福祉法人ひらた福祉会訪問入浴介護事業所 | 出雲市平田町2112-1 ひらた福祉館2階 | 平成25年8月31日 |
| 社会福祉法人ひらた福祉会 | 出雲市東郷町175番地4 | 介護予防訪問入浴介護 | 社会福祉法人ひらた福祉会訪問入浴介護事業所 | 出雲市平田町2112-1 ひらた福祉館2階 | 平成25年8月31日 |

島根県告示第765号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医療機関の名称 | | 所 在 地 | 変更年月日 |
|-------------|-------------|----------------|------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | | |
| ワタキュー薬局おおだ店 | フロンティア薬局大田店 | 大田市大田町吉永1562-2 | 平成25年11月1日 |
| ワタキュー薬局宍道湖店 | フロンティア薬局松江店 | 松江市乃白町170-1 | 平成25年11月1日 |

島根県告示第766号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業 者 | | 実施する事業 | 事業 所 | | 変更年月日 | |
|------------|------------------|--------------------------|-------------|-------------|----------------|------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | | | |
| | | | 変更前 | 変更後 | | |
| 株式会社フロンティア | 大阪市淀川区宮原三丁目5番36号 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | ワタキュー薬局おおだ店 | フロンティア薬局大田店 | 大田市大田町吉永1562-2 | 平成25年11月1日 |

島根県告示第767号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成25年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成25年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成26年2月14日（金） 午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

(1) 松江会場

松江市殿町158 島根県民会館

(2) 浜田会場

浜田市野原町2433-2 島根県立大学

3 試験の方法

筆記試験（四肢択一式）

4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

5 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成26年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成26年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成26年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成26年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成26年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前記(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で知事が適当と認めたもの

6 受験願書等の配布

(1) 配布開始日

平成25年11月19日（火）

(2) 配布場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）

- (3) 受験願書等の郵送を希望する場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、請求すること。

- (4) 受験願書等の配布は、試験会場の収容人員に達した時点で終了とする。

なお、配布にあたっては、島根県内の准看護師養成所を卒業した者（平成26年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）及び島根県内に在住するものを優先する。

7 提出書類

(1) 受験願書

(2) 受験票（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦6センチメートル、横4センチメートルの写真を所定欄に貼り付けたもの。裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

なお、学校、養成所又は大学において受験用写真を貼った受験票に、当該学校、養成所又は大学の刻印及び照合印を押すこと（当該刻印及び照合印を得ることができない者においては、受験票の写真と照合することのできる写真付き身分証明書の写しを提出すること。）。

(3) 受験資格を確認できる次の書類

ア 修業証明書又は卒業証明書（出願時において修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、修業又は卒業後速やかに修業証明書又は卒業証明書を提出することとする。平成26年3月31日（月）午後5時（必着）までに提出がない場合は当該受験を無効とする。なお、婚姻等により、氏名の変更があり、修業証明書又は卒業証明書に記載されている氏名と受験願書及び受験票に記載された氏名が異なる場合は、出願書類に戸籍抄本を添付すること。）

イ 5の(6)又は(7)に該当する者は、それを証する書面

8 受験手数料

6,900円（島根県収入証紙で納付すること。収入証紙には消印をしないこと。他県からの受験者は、郵便為替（ゆうちょ銀行が発行する定額小為替又は普通為替）で納付すること。ただし、納付された受験手数料は返還しない。）

9 願書の提出期間等

(1) 提出期間

平成26年1月6日（月）から同月10日（金）まで

(2) 受付場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）

(3) 受付方法等

受付場所への持参又は書留郵便による送付とする（持参により提出する場合は、提出期間中の午前8時30分から午後5時までとする。書留郵便により提出する場合は、平成26年1月6日（月）から同月10日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。）。

10 受験票の交付

受験を認めた者には、平成26年1月27日（月）までに受験票を交付する。受験票は各准看護師養成施設一括申込み分については施設長あて一括送付し、個人申込み分については随時送付する。

平成26年1月31日（金）までに受験票が届かない場合は、島根県健康福祉部医療政策課に問い合わせること。

11 合格発表

平成26年3月12日（水）午前9時県庁前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、同日午前9時30分から島根県健康福祉部医療政策課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。また、同日付けの島根県報にも掲載する。

可否に関する電話での問合せには、原則として応じない。

12 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

13 試験成績の開示

試験の成績を、下記のとおり開示する。

(1) 開示内容

総合得点及び科目別得点

(2) 開示対象者

全受験者

(3) 開示請求できる者

受験者本人

(4) 開示期間

平成26年3月12日（水）から同年4月11日（金）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）まで（受付時間は、午前9時から午後5時まで。）とする。

(5) 開示請求の方法

島根県健康福祉部医療政策課にて、受験者本人が受験票を提示し、口頭により請求する。

(6) 開示方法

開示請求のあった日に、原則として閲覧により開示する。口頭での伝達によることもできるが、写しの交付は行わない。

(7) 開示場所

島根県健康福祉部医療政策課

14 その他

(1) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成26年1月10日（金）までに島根県健康福祉部医療政策課まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて、必要な措置を講ずる。

(2) 試験会場の収容人数には制限があるため、受験会場の希望に添えない場合がある。

(3) 受験に関し不明な点がある場合は、島根県健康福祉部医療政策課（電話0852-22-5252）へ問い合わせること。

島根県告示第768号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|----------|-------------|---------------|-------------|
| 有限会社二本木建築 | 通所介護 | デイサービスセンター絆 | 浜田市黒川町108番地49 | 平成25年11月10日 |
| | 介護予防通所介護 | | | |
| 有限会社二本木建築 | 訪問介護 | ヘルパーステーション絆 | 浜田市黒川町108番地49 | 平成25年11月10日 |
| | 介護予防訪問介護 | | | |

島根県告示第769号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成25年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医師の氏名 | 診療科目 | 従事する医療機関 | | 指定年月日 |
|-------|------|-------------|-------------|-------------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 中川 知憲 | 神経内科 | 島根大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町89-1 | 平成25年10月31日 |
| 山本 公美 | 内科 | 松江赤十字病院 | 松江市母衣町200番地 | 平成25年10月31日 |

島根県告示第770号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

浜田市三隅町岡見2239-2 原田春義
 " 古市場1348 松村直喜
 " 西河内1043-1 中村良平

(2) 加入区

三隅町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第771号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-------------|-------|-----|----------|------------|
| | | 地籍図 | 地籍簿 | | |
| 雲南市 | 平成22年度～24年度 | 24枚 | 1冊 | 殿河内1 | 平成25年11月6日 |
| 雲南市 | 平成22年度～25年度 | 25枚 | 1冊 | 北村1 | 平成25年11月6日 |
| 雲南市 | 平成21年度～24年度 | 58枚 | 1冊 | 刈畑2・刈畑3 | 平成25年11月6日 |
| 大田市 | 平成23年度～25年度 | 15枚 | 1冊 | 大田⑩ | 平成25年11月6日 |
| 出雲市 | 平成23年度～24年度 | 5枚 | 1冊 | 吉野⑤ | 平成25年11月6日 |
| 出雲市 | 平成23年度～24年度 | 7枚 | 1冊 | 吉野⑥ | 平成25年11月6日 |
| 出雲市 | 平成23年度～24年度 | 34枚 | 1冊 | 吉野左岸③ | 平成25年11月6日 |
| 出雲市 | 平成23年度～24年度 | 17枚 | 1冊 | 吉野右岸③ | 平成25年11月6日 |
| 松江市 | 平成18年度～25年度 | 19枚 | 1冊 | 東津田⑦ | 平成25年11月6日 |
| 松江市 | 平成18年度～25年度 | 13枚 | 1冊 | 東忌部⑤ | 平成25年11月6日 |
| 浜田市 | 平成19年度～25年度 | 43枚 | 1冊 | 上来原Ⅲ | 平成25年11月6日 |
| 浜田市 | 平成23年度～25年度 | 14枚 | 1冊 | 上来原Ⅲ-② | 平成25年11月6日 |

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市飯島町字中島802番の一部、807番の一部、809番の一部、818番1の一部、819番1の一部、821番1、822番2、827番5の一部、道路、水路

面積 9,514.44平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町878番地2

安来市長 近藤 宏樹